

広島県告示第三百九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定によって、同法第六十九条の八第二項に規定する更新研修の実施に関する事務を行わせる指定研修実施機関として次のものを指定した。

平成十九年四月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指定期日	指定の有効期間
社会福祉法人広島県 社会福祉協議会	広島市南区比治山本町 一二番二号	平成一九年 四月二日	平成一九年四月二日から 平成二二年三月三十一日まで
社団法人広島県シル バーサービス振興会	広島市南区皆実町一丁 目六番一九号	平成一九年 四月二日	平成一九年四月二日から 平成二二年三月三十一日まで